

「申請に対する処分」基準等公開票

許認可等の名称	農業振興地域内農用地区域における開発行為の許可	
根拠法令・条項	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項	
所 管 課	農 政 部 農 水 産 課	
審 査 基 準	<p>(農用地区域内における開発行為の制限)</p> <p>15条の2第4項</p> <p>4 都道府県知事等は、第一項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。</p> <p>一 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。</p> <p>二 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。</p> <p>三 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	3か月
	標準処理期間を設定できない理由	